

## 【手続きイメージ（例）】

個人が「方限」から承諾を受けて占有・管理してきている「方限」名義の土地を、占有・管理してきている個人の名義にしたい場合

「方限」の後身団体である  
自治会等の認可地縁団体

### 1. 個人から相談・要請

(所有権移転に係る費用負担等含めた協議申入れ)

- ① 所有権移転の協議申入れ及び誓約書  
(第三者からの異議申し立てへの対応や費用負担等含む)
- ② 登記簿謄本 (全部事項証明書)  
1通 600円 (鹿児島地方法務局)
- ③ 公図  
1通 450円 (鹿児島地方法務局)
- ④ 課税証明書, 名寄せ台帳, 名寄帳証明書, 評価証明書のいずれか (写しでも可)  
※ 財産の所在地, 地目, 地積, 登記名義人 (方限等), 納税義務者, 納税者・納税管理人 (現占有者・管理者) が確認できる書類 1部 300円 (税務課)

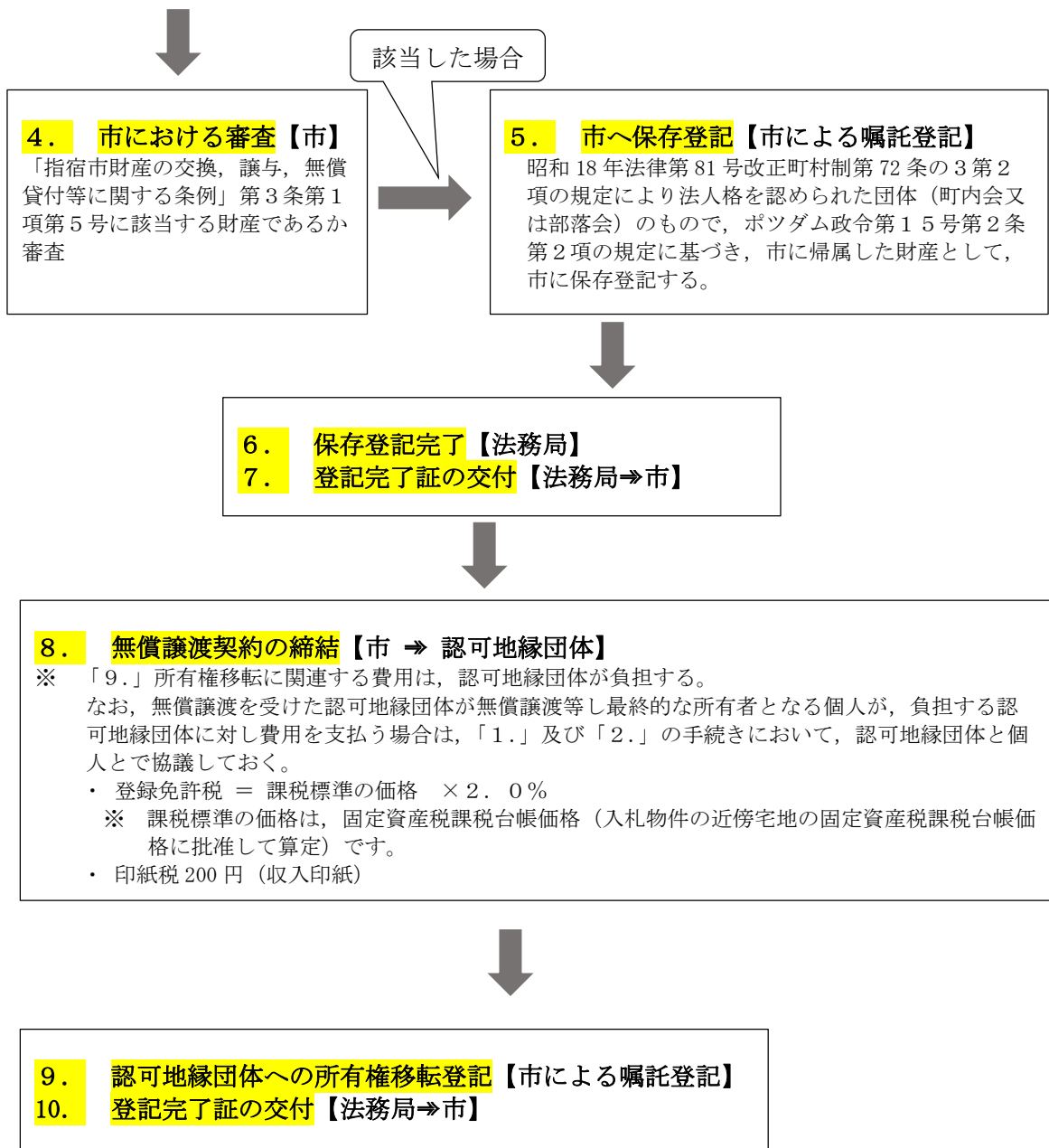
### 2. 認可地縁団体が、臨時総会等（総会に準ずるものを含む）を開催するなどし、下記の宣言等を議決

- ・ 過去、部落会であった認可地縁団体である〇〇〇自治会（認可地縁団体名）が、登記簿の表題登記にある所有者「〇〇方限」町内会等であった事実
- ・ 所有権を得ようとする財産は、ポツダム政令第15号第2条第2項に規定される財産であり、且つ、〇〇〇自治会（認可地縁団体名）の所有財産である事実
- ・ 所有権を得ようとする財産は、本自治会の承諾のもと、現在の占有・管理者である個人〇〇が継承し、所有の意思をもって占有・管理してきており、そのことは、課税証明書において明らかであること。
- ・ したがって、本財産を、ポツダム政令第15号第2条第2項の規定に基づき、指宿市に帰属させ、その後、「指宿市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」第3条第1項第5号に基づき、市から〇〇〇自治会（認可地縁団体名）に無償譲渡により所有権移転してもらうよう市に要請すること。
- ・ 市から無償譲渡を受けた後は、〇〇〇自治会（認可地縁団体名）が、現占有者兼管理者である個人に無償譲渡すること。
- ・ 市から〇〇〇自治会（認可地縁団体名）への所有権移転及び〇〇〇自治会（認可地縁団体名）から個人〇〇への所有権移転の一連の手続きに係る費用の負担については、・・・・・・が負担する（①の協議に基づく負担内容）。

### 3. 認可地縁団体が、市に無償譲渡申請書を提出

(申請書への添付書類)

- ① 所有権を得ようとする財産の登記簿謄本 (全部事項証明書)
  - ② 所有権を得ようとする財産の公図
  - ※③ 所有権を得ようとする財産の課税証明書, 名寄せ台帳, 名寄帳証明書, 評価証明書のいずれか (写しでも可)
  - ④ 地縁団体等の総会等 (総会に準ずるものを含む。) において、部落会であった事実及び所有権を得ようとする財産がポツダム政令第15号第2条第2項に規定する財産であり、且つ、財産の所有の意思をもって占有等をしてきた事実を証明した書類 (議決書等)
  - ※⑤ 認可地縁団体証明書
  - ※⑥ 認可地縁団体印鑑証明書
  - ⑦ 利害関係者がある場合は、その者の承諾書
  - ⑧ その他市長が必要とする書類
- ※③: 財産の所在地, 地目, 地積, 登記名義人 (方限等), 納税義務者, 納税者・納税管理人 (現占有者・管理者) が確認できる書類であること。
- ※⑤: 認可地縁団体証明書は、「地縁団体証明書交付請求書 (任意様式)」で健幸・協働のまちづくり課に請求可能 (300円/通)。
- ※⑥: 認可地縁団体印鑑証明書は、「認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書 (様式)」で、健幸・協働のまちづくり課に交付申請可能 (300円/通)。



★ 市から認可地縁団体への所有権移転後の以下の手続きは，認可地縁団体と個人とで行う手続きになります。

11. 無償譲渡契約【認可地縁団体⇒個人】

- ・ 必要に応じて司法書士・行政書士等への事務委託料

12. 所有権移転登記【個人⇒法務局】

- ・ 必要に応じて司法書士・行政書士等への事務委託料
- ・ 登録免許税 = 課税標準の価格 × 2.0%

■ 上記1～12の手続き費用以外に想定される費用

上記1～12の手続き費用以外に想定されるものとして，案件によっては，不動産取得税（県税），一時所得（国税）が課税される場合があります。詳しくは，市（財政課）に申請相談する際にお尋ねください。